

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第76号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>（子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務）</p> <p>第9条の2 任命権者は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該事由に基づき請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が子育て、介護等を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。次項において同じ。）をさせるものとする。</p> <p>（1） 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のある職員が、当該子を養育すること。</p> <p>（2）～（4） [略]</p>	<p>（子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務）</p> <p>第9条の2 任命権者は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該事由に基づき請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が子育て、介護等を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。次項において同じ。）をさせるものとする。</p> <p>（1） 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（<u>民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この号、次号及び次条において同じ。）</u>）のある職員が、当該子を養育すること。</p> <p>（2）～（4） [略]</p>
2	[略]	[略]

(子育て又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第9条の3 [略]

2・3 [略]

4 第1項及び前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。
この場合において、第1項中「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

5 [略]

(休暇の種類)

第12条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇とする。

(介護休暇)

第16条 介護休暇は、職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

(子育て又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第9条の3 [略]

2・3 [略]

4 前3項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、これらの規定中「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、「3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 [略]

(休暇の種類)

第12条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(介護休暇)

第16条 介護休暇は、職員が要介護者の介護をするため、任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、

<p>2 介護休暇の期間は、<u>前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>(病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認)</p> <p>第17条 病気休暇、特別休暇（人事委員会規則で定めるものを除く。）及び介護休暇については、人事委員会規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p>	<p><u>通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u></p> <p>2 介護休暇の期間は、<u>指定期間内において必要と認められる期間とする。</u></p> <p>3 [略]</p> <p><u>(介護時間)</u></p> <p>第16条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</p> <p>3 前条第3項の規定は、介護時間について準用する。</p> <p>(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認)</p> <p>第17条 病気休暇、特別休暇（人事委員会規則で定めるものを除く。）<u>、介護休暇及び介護時間</u>については、人事委員会規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p>
<p>2 (子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第9条の2 任命権者は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該事由に基づき請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が子育て、介護等を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。次項において同</p>	<p>(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第9条の2 任命権者は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該事由に基づき請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が子育て、介護等を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。次項において同</p>

じ。)をさせるものとする。

(1) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この号、次号及び次条において同じ。)のある職員が、当該子を養育すること。

(2)~(4) [略]

2 [略]

じ。)をさせるものとする。

(1) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この号、次号及び次条において同じ。)のある職員が、当該子を養育すること。

(2)~(4) [略]

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例(表1の項の改正部分に限る。以下同じ。)による改正前の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第17条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において当該介護休暇の初日(以下単に「初日」という。)から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係るこの条例による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第16条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、人事委員会規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日(初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。

(医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

3 医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和35年岩手県条例第29号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給与の減額)	(給与の減額)

第17条 [略]

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他医療局長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により医療局長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料及びこれに対する地域手当その他医療局長が定める手当を減額した給与を支給する。

3 [略]

第17条 [略]

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他医療局長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により医療局長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、医療局長が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、医療局長が指定する期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料及びこれに対する地域手当その他医療局長が定める手当を減額した給与を支給する。

3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

（企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

4 企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和35年岩手県条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（給与の減額）</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）<u>又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他企業局長が指定する者で負傷、疾病又は老齢</u></p>	<p>（給与の減額）</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）<u>、介護休暇（当該職員が要介護者（配</u></p>

により企業局長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料及びこれに対する地域手当その他企業局長が定める手当を減額した給与を支給する。

又は老齢により企業局長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、企業局長が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、企業局長が指定する期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料及びこれに対する地域手当その他企業局長が定める手当を減額した給与を支給する。

3 [略]

3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。